

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 船舶局を開設しようとする者は、どうしなければならないか、電波法(第4条)の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線設備を船舶に設置し、総務大臣の登録を受けなければならない。
- 2 免許の申請に先立ち、あらかじめ総務大臣に運用開始の予定期日を届け出なければならない。
- 3 無線局の免許を申請し、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 4 無線局の免許を申請する前に電波の型式、周波数及び空中線電力について、あらかじめ指定を受けておかなければならない。

A - 2 無線局の免許の有効期間に関する次の記述のうち、誤っているものを電波法(第13条及び第14条)の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局の免許状には免許の有効期間を記載しなければならない。
- 2 免許の有効期間は、免許の日から起算して3年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 3 義務船舶局及び義務航空機局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 4 903メガヘルツから905メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、10年とする。ただし、再免許を妨げない。

A - 3 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、電波法(第34条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備は、次に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- (2) 当該無線設備につきできるだけ **A** することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で **B** にあること。
- (3) 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある **C** の影響を受けない場所であること。

A	B	C
1 安全を確保	高い位置	水、温度その他の環境
2 安全を確保	航海船橋に近い位置	振動及び衝撃
3 容易に操作	高い位置	振動及び衝撃
4 容易に操作	航海船橋に近い位置	水、温度その他の環境

A - 4 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について、電波法(第48条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める **A** を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の操作又はその監督に関する **B** の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の **B** の課程と同等の内容を有するものであると認定した **B** の課程を修了しており、その修了した日から **C** を経過していないとき。

A	B	C
1 無線通信の業務経歴	訓練	3年
2 無線通信の業務経歴	講習	5年
3 無線従事者の資格	訓練	5年
4 無線従事者の資格	講習	3年

A - 5 主任無線従事者とは、どのような無線従事者か、電波法(第39条)の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 一の免許人に係る無線局(アマチュア無線局を除く。)に選任された無線従事者のうち、責任者として指名され総務大臣に対しその届出がされた無線従事者
- 2 無線局(アマチュア無線局を除く。)の管理を免許人から一任され、総務大臣に対しその届出がされた無線従事者
- 3 無線局(アマチュア無線局を除く。)の無線設備の操作の監督を行う無線従事者
- 4 重要無線通信の取扱責任者として免許人から指名された無線従事者

A - 6 次の記述は、無線局の運用について、電波法（第53条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、□Aは、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、□Bについては、この限りでない。

A

- 1 無線設備、電波の型式、周波数及び空中線電力
- 2 無線設備、電波の型式、周波数及び空中線電力
- 3 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数
- 4 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数

B

- 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
- 遭難通信
- 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
- 遭難通信

A - 7 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□Bについては、この限りでない。

A

- 1 他の無線局
- 2 他の無線局
- 3 気象業務
- 4 気象業務

B

- 遭難通信
- 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
- 遭難通信
- 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A - 8 次の記述は、船舶局が無線電話により呼出し及び応答を行う場合の方法について、無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しは、次に掲げる事項（「呼出事項」という。）を順次送信する。

- (1) 相手局の呼出名称 □A
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 □B

応答は、次に掲げる事項（以下「応答事項」という。）を順次送信する。

- (1) 相手局の呼出名称 □C
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 □D

の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「どうぞ」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「どうぞ」の代わりに「お待ちください」及び分で表す概略の待つべき時間を作成するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

A	B	C	D
1 2回以下	1回	2回以下	1回
2 2回以下	2回以下	2回以下	2回以下
3 3回以下	1回	3回以下	1回
4 3回以下	3回以下	3回以下	3回以下

A - 9 無線設備の機能の維持等に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第4条の2、第5条及び第8条の2）の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 義務船舶局に備え付けておかなければならぬ時計は、その船舶の航行中、その時刻を正午及び午後8時の2回中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならぬ。
- 2 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の入港中に充電を完了しておかなければならぬ。
- 3 船舶局の遭難自動通報設備は、6箇月以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならぬ。
- 4 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならぬ。

A - 10 次の記述は、「非常通信」の定義について、電波法（第52条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「非常通信」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□Aにおいて、□Bを利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、□C又は秩序の維持のため行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある場合	有線通信	交通通信の確保
2 発生し、又は発生するおそれがある場合	電気通信業務の通信	電気の供給
3 発生した場合	有線通信	電気の供給
4 発生した場合	電気通信業務の通信	交通通信の確保

A - 11 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における遭難通報に対する応答について、無線局運用規則（第82条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は同じ字句とする。

海岸局又は船舶局は、遭難通報を受信した場合において、これに応答するときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|--|----|
| (1)「□A」又は「遭難」 | 1回 |
| (2)遭難通報を送信した無線局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (3)こちらは | 1回 |
| (4)自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (5)「了解」又は「OK」 | 1回 |
| (6)「□A」又は「遭難」
により応答した船舶局は、□Bの指示を受け、できる限り速やかに、次の事項を順次送信しなければならない。 | 1回 |
| (1)自局の名称 | |
| (2)自局の位置（原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの□Cで示す距離によって表すことができる。） | |
| (3)遭難している船舶又は航空機に向かって進航する速度及びこれに到着するまでに要する概略の時間 | |
| (4)その他救助に必要な事項
及び の事項を送信しようとするときは、遭難している船舶又は航空機の救助について自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の送信を妨げないことを確かめなければならない。 | |

A	B	C
1 メーデー	遭難通信責任者	磁方位及びキロメートル
2 メーデー	その船舶の責任者	真方位及び海里
3 パン パン	遭難通信責任者	真方位及び海里
4 パン パン	その船舶の責任者	磁方位及びキロメートル

A - 12 次の記述は、安全通信について、電波法（第68条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、□A 安全通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、安全信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第3号（安全通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□B その安全通信を受信しなければならない。

A	B
1 速やかに、かつ、確実に	その通信が自局に関係のないことを確認するまで
2 速やかに、かつ、確実に	少なくとも3分間
3 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	その通信が自局に関係のないことを確認するまで
4 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	少なくとも3分間

A - 13 船舶局の免許人は、検査の結果について指示を受けたときは、電波法施行規則（第39条）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 指示を受けた事項について、次の検査の日までに十分な措置をしておかなければならぬ。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をし、その措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならぬ。
- 3 指示に従って直ちに必要な措置をし、措置をした旨を担当の検査職員に報告しなければならぬ。
- 4 指示を受けた事項について相当な措置をし、その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならぬ。

A - 14 次の記述は、許可書について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第S18条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、この規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ ことができない。

許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、□B□ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載してはなければならない。

A

- 1 設置し、又は運用する
- 2 設置し、又は運用する
- 3 運用する
- 4 運用する

B

- 電気通信の秘密
無線通信の秩序
電気通信の秘密
無線通信の秩序

A - 15 次に掲げる書類のうち、国際通信を行わない義務船舶局に備付けを要しないものを電波法施行規則（第38条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 2 無線測位局及び特別業務の局の局名録
- 3 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 4 無線従事者選解任届の写し
- 5 電波法及び電波法に基づく命令の集録

B - 1 次の記述は、落成後の検査について、電波法（第10条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

第8条の□ア□を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その□イ□、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るもの）を含む。）及び員数並びに□ウ□（以下「□イ□等」という。）について検査を受けなければならない。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする□イ□等について第24条の2（点検事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る□エ□の結果を記載した書類を添えての届出をした場合においては、その□オ□を省略することができる。

- | | | | | |
|-----------|--------|----------|--------|-------|
| 1 無線設備 | 2 許可 | 3 時計及び書類 | 4 予備免許 | 5 一部 |
| 6 計器及び予備品 | 7 送信設備 | 8 点検 | 9 検査 | 10 全部 |

B - 2 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法（第76条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き □ ア 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条（変更等の許可）の規定による □ イ の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、又は第19条（申請による周波数等の変更）の規定による識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (3) 免許人が、電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したことにより3箇月以内の期間を定めて □ ウ を命じられ又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限された場合において、その命令又は制限に従わないとき。
- (4) 免許人が、電波法又は放送法に規定する罪を犯し □ エ 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □ オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

1 無線局の運用の停止	2 6箇月	3 無線局の目的
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	5 禁止	6 償金
7 電波の発射の停止	8 2年	9 1年
10 3年		

B - 3 次の記述のうち、無線通信の原則として無線局運用規則（第10条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。
- イ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ウ 無線通信を行うときは、略語又は略符号以外の業務用語を使用してはならない。
- エ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- オ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

B - 4 次に掲げる事項のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものとして無線局運用規則（第71条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 安全呼出し又は安全通報の送信
- イ 遭難呼出し又は遭難通報の送信
- ウ 船位通報の送信
- エ 緊急呼出し
- オ G1B電波406.025MHz又は406.028MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であって、A3X電波121.5MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報の送信

B - 5 免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条及び第21条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- エ 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を申請し、免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを廃棄することができない場合は、この限りでない。
- オ 免許状は、船舶局にあっては通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。